

総括表(その1)

独立行政法人の整理合理化案

府 省 名	国土交通省
-------	-------

法人名	類型名(区分)	事務・事業名	事務・事業の見直しに係る具体的措置					組織の見直しに係る具体的措置	
			廃止	民営化	官民競争入札等の適用	他法人等への移管・一体的実施	その他		
海上災害防止センター	特定事業執行型 (共済・保険・労務提供等)	防災措置業務	防災措置業務のうち、九州北部及び南部の国家石油備蓄基地における油防除資機材の保守・管理に関する業務を廃止する。(これに伴い佐世保支所を廃止)					引き続き独立行政法人の業務として実施する。 これまで、国家石油備蓄基地における海上防災体制の見直し、機材業務における証明書発行業務の電子化・コスト管理の徹底等による合理化を行ってきた。今後は、我が国の海上防災体制の基幹となる防災措置業務等について、災害発生時に迅速・的確に対応するため、業務量、知識・経験等に応じた適正な要員配置に努めるとともに、事故対応支援ネットワークを構築するなどITシステムの導入等により業務運営の効率化を推進する。	引き続き独立行政法人として維持する。 これまで、国家石油備蓄基地における海上防災体制を見直したことに伴い函館支所を廃止したところである。今後、佐世保支所を廃止するなど、引き続き、業務実施体制について、必要に応じ適宜見直しを行う。
		調査研究業務							
	資産債務型 (事業用)	訓練業務							
		機材業務							

独立行政法人の整理合理化案様式

総括表(その2-1)

法人名	海上災害防止センター		府省名	国土交通省	
沿革	昭和51年10月1日 認可法人海上災害防止センター 設立 平成15年10月1日 独立行政法人海上災害防止センター 設立				
役員数（監事を除く。）及び職員数 <small>（平成19年1月1日現在）</small>	役員数			職員数（実員）	
	法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）		
	3人	3人	0人	31人	
国からの財政支出額の推移 <small>（17～20年度）</small> <small>（単位：百万円）</small>	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）
	一般会計	0	0	0	0
	特別会計	0	0	0	0
	計	0	0	0	0
	うち運営費交付金				
	うち施設整備費等補助金				
うちその他の補助金等					
支出予算額の推移（17～20年度） <small>（単位：百万円）</small>	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）※	
	防災措置業務勘定 497 その他業務勘定 1,505	防災措置業務勘定 475 その他業務勘定 1,485	防災措置業務勘定 454 その他業務勘定 1,434	防災措置業務勘定 719 その他業務勘定 1,887	
利益剰余金（又は繰越欠損金の推移） <small>（17・18年度）</small> （単位：百万円）	平成17年度		平成18年度		
	2,142		2,179		
発生要因	平成15年10月の独立行政法人への移行に際し、認可法人海上災害防止センターから承継(2,162百万円)しており、その後の事業年度決算における利益又は損失により多少の増減を経て現在に至っている。 なお、平成18年度において前年度と比較し増加となった理由は次のとおり。 ・調査研究業務において、北海道における流出油対応専門家会合運営業務等年度当初の計画に加え受託業務を実施したことによる収入が増加し、損益計算において利益を生じたため。 ・機材業務において、東京湾に入湾する危険物積載船の隻数が増加したことにより、消防船による警戒業務の収入が増加し、損益計算において利益を生じたため。				
見直し案	引き続き適正な運営に努める。				

運営費交付金債務残高(17・18年度) (単位:百万円)	平成17年度		平成18年度	
	0		0	
行政サービス実施コストの推移(17~20年度) (単位:百万円)	平成17年度	平成18年度	平成19年度(見込み)	平成20年度(見込み)
	49	0	0	0
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び見込額(単位:百万円)	引き続き、経常費用、機会費用等を上回る自己収入の確保を図る。 (改善見込額:平成18年度において既に行政サービス実施コストは0である。)			
中期目標の達成状況(業務運営の効率化に関する事項等)(平成18年度実績)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費について、平成14年度比22.8%削減(目標13%削減) ・事業費について、平成14年度比41.7%削減(目標5%削減) ・人件費について、平成17年度比0.65%増加(目標0.3%削減) (事案対応に伴う時間外手当等の増額分を除けば、平成17年度に対し、0.52%の削減) ・職員俸給表の水準を平均で4.8%引き下げるとともに、役員給与月額6.7%引き下げ、給与カーブのフラット化及び枠外昇給制度を廃止			

※海上災害防止センターは、自己収入等により自立的な運営を行っており運営費交付金要求を行っていないことから、概算要求額ではなく、見込額を記入している。

総括表(その2-2)

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		佐世保支所	鹿児島支所			
		所在地	長崎県佐世保支小島町5-2-7	鹿児島県鹿児島市南栄5-10-8			
		職員数	1	1			
支部・事業所等	支部・事業所等で行う事務・事業名		九州北部の国家石油備蓄基地に係る防災措置業務	九州南部の国家石油備蓄基地に係る防災措置業務			
	20年度 予算要 求額 (百万 円)※	国からの財政支出 (対19年度当初予算 増減額)	0	0			
		支出予算額 (対19年度当初予算 増減額)	0.4 (△2.9)	2.3 (△0.9)			

※海上災害防止センターは、自己収入等により自立的な運営を行っており運営費交付金要求を行っていないことから、概算要求額ではなく、見込額を記入している。

1. 横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し

<事務・事業関係>

該当類型		特定事業執行型		資産債務型	
事務・事業名		防災措置業務	調査研究業務	訓練業務	機材業務
事務・事業の概要		船舶海難等に伴う油等の排出、船舶火災等の海上災害が発生した場合、 ・海上保安庁長官の指示による排出油等防除措置の実施 ・船舶所有者等の委託による排出油等防除、消火措置の実施を行う。	油等の海上への排出や海上火災が発生した場合の措置に必要な機械器具及び油防除資機材の開発のほか、これらを使用した防除技術の調査・研究を行う。	研修所、油防除訓練施設及び消防演習場を保有し、タンカー等の乗組員、エネルギー関連施設の安全担当者、自治体関係者(消防職員)等を対象とした各種講習及び実働訓練を行う。	オイルフェンス、油処理剤等の油防除資材、油回収装置等の機械器具及び消防船等を保有し、契約に基づき船舶所有者等に供与する。
事務・事業に係る20年度予算要求額(百万円) ※	国からの財政支出(対19年度当初予算増減額)	0	0	0	0
	支出予算額(対19年度当初予算増減額)	719 (265)	271 (115)	362 (49)	1,253 (288)
事務・事業に係る定員(19年度)		8.5	2.5	9	9
①	民間主体による実施状況(同種の事業を行う民間主体のｺｰﾎﾟ、人員等)	油等の防除に関し高度かつ専門的な知識・技能及び特殊な資機材を有し、かつ、全国ネットの24時間365日の対応体制を確立している組織は、海上災害防止センター以外には存在しないものと認識している。			
	廃止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響	<p>・海上災害防止センターが実施している業務を廃止することは、流出した油等の防除措置が迅速かつ効果的に実施されないこととなり、海洋汚染の防止、野生生物の保護、漁場の保全等海洋環境の保全並びに国民の生命、身体及び財産の保護が大きく脅かされることとなる。</p> <p>・平成9年に発生したナホトカ号油流出事故は、約6,240klの油が流出、1府8県に油が漂着し、その回収に約50日間を要したものであり、その被害総額は、油回収作業に加え漁業被害・旅館のキャンセル・風評被害を含めると1千億円近くであるとの報道がなされていたものであるが、海上災害防止センターは、出動船艇延べ約4,300隻・出動車両延べ約21,000台・出動契約防災措置実施者等約60社・出動人員延べ約55,000人にて防除措置(費用約132億円)を実施し、その被害を最小限に止めた。</p> <p>・流出した油等の防除措置には、原油、重油、軽油等の油や500種類にも及ぶ有害液体物質の防除に関する高度かつ専門的な知識・技能(※)と特殊な資機材が必要であるとともに、全国ネットの24時間・365日対応体制が必要である。</p> <p>※ a 流出物質の特性・状況、流出海域の状況等を踏まえた処理方策の決定 b 資機材、船艇、作業員の調達 c 防除措置内容についての地元関係者・原因者(保険会社等を含む。)等との交渉、現場での防除措置業者の指揮及び指導、流出物質の陸揚げ・最終処分 d 防除に関する費用請求</p> <p>・海上災害防止センターは、31年にわたる経験並びに平素の調査研究業務、訓練業務及び機材業務を行うことにより、これらの知識・技能を有しているとともに、全国の防災措置実施者と流出した油等の防除措置の実施に関する契約(86の主要港湾等において161の港運業者・タグポート事業者等と契約)を結び、全国ネットの体制を確立している。</p> <p>・こういった組織は海上災害防止センター以外には存在しないものと認識している。</p> <p>・海上災害防止センター設立以前は、 a 油等の流出の原因者(船主等)は事前に防除費用の概算を防除措置業者に求め、一方、防除措置業者は原因者の資力の確認を出動の条件としたため出動が遅れた b 防除資機材の手配を依頼された地元代理店が原因者又は防除措置業者の資金の裏付けが不明確なことを理由に協力を拒否した c 原因者が外国船舶のため支払能力が不明で防除措置業者の出動が遅れた d 原因者から委託を受けた防除措置業者が別の船舶の油流出事故に出動した際の費用が未払いで、今回も費用の支払いが遅延するとの懸念から出動を拒んだという事例が生じていたが、基金が整備され、流出した油等の防除措置を一貫して委託できる海上災害防止センターが設立されたことで、流出した油等の防除措置が迅速かつ効果的に実施されるようになった。</p>			
②	事務・事業の位置づけ(主要な事務・事業との関連)	主要業務			

(1) 事務・事業 のゼロベース での見直し	事業開始からの継続年数	31年				
	③ これまでの見直し内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国家石油備蓄基地に係る海上防災体制の見直しを図り、資機材の保管方式を防災解保管方式から陸上保管方式にする等の合理化を図った。【平成15年12月】 ・機材業務の業務委託料に係るコスト管理の徹底を図った。【平成15年4月】 ・機材業務における資材備付証明書発行料金等の引き下げ【平成17年9月】 ・機材業務における証明書発行業務を電子化することによる合理化を図った。【平成18年4月】 ・事務所について、東京都(新宿区)から神奈川県(横浜市)に移転することによる事務所借料の削減により、業務運営の効率化を図った。【平成16年4月】 ・神戸、函館の各支所を廃止【平成15年4月、平成16年4月】し、また、佐世保支所を廃止予定【平成20年4月】 				
	④ 国の重点施策との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」(平成18年12月8日閣議決定)において、特に海上災害防止センター固有の役割として、①防除措置の実施に関する対応能力の一層の確保、②防除措置を実施するために必要な資機材等の保有、③的確な防除技術を普及するため、海上防災のための措置に関する訓練事業の実施、等に努めることとされており、我が国の海上防災体制の一翼を担っている。 ・「防災基本計画」(平成19年3月中央防災会議決定)において、官民一体となった対策を防災の基本方針としつつ、危険物等の大量流出時における防除活動に関し、①国及び地方公共団体は、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める、②船舶所有者等は、油が大量流出した場合に備えて、必要な資機材を船舶内等に備え付ける、等とされている。海上災害防止センターは、独立行政法人として、①については防除措置業務、②については機材業務を実施しており、本計画に実効性を与えるものである。 ・「海洋基本法」(平成19年法律第33号)において、基本的施策として、国は、船舶の事故等により流出した油等の迅速な防除等海洋環境の保全を図るために必要な措置を講ずるものとされており、海上災害防止センターの業務は、本政策に整合している。 ・「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(平成16年法律第112号)において、海上災害防止センターは指定公共機関に指定されており、武力攻撃災害発生の際には、排出油の防除等必要な措置を実施することとなっている。 ・「船員法」(昭和22年法律第100号)に定める危険物等取扱責任者、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(昭和45年法律第136号。以下「海洋汚染防止法」という。)に定める有害液体汚染防止管理者及び「船員労働安全衛生規則」(昭和39年運輸省令第53号)に定める安全担当者として船舶に乗り組もうとする者は、各法令により、必要な講習を受講しなければならないこととされており、これらの講習を海上災害防止センターにおいて実施している。これらの講習のうち一部は、海上災害防止センター以外に実施している組織はない。 				
	① 受益と負担との関係 (受益者・負担者の関係、両者の関係)	(受益)	<p>防災措置の受益者は、地域住民、防除措置義務のある原因者であり、一概に特定するのは難しい。また、原因者が不明の場合、天災地変等に起因する大規模災害の場合には、その費用の回収ができないケースもある。</p>	<p>調査研究事業の成果は、エネルギー関連業者、海運関係者を始め、国民一般にも及ぶこととなり、一概に受益者を特定するのは難しい。</p>	<p>訓練業務は、事故対応を万全に実施するために必要不可欠なものである。その受益は、結果として、エネルギー関連業者、海運関係者を始め、国民一般にも及ぶことから、一概に受益者を特定するのは難しい。</p>	<p>機材業務は、事故の被害を最小限に止めるために必要不可欠な措置であり、その受益は、結果として、エネルギー関連業者、海運関係者を始め、国民一般にも及ぶことから、一概に受益者を特定するのは難しい。</p>
	財政支出への依存度 (国費/事業費)	0	0	0	0	
	② これまでの指摘に対応する措置	指摘事項なし				
	③ 諸外国における公的主体による実施状況	<p>国名:韓国 公的主体の名称:Korea Marine Pollution Response Corp.(海洋環境管理公団) 事業の概要:海洋汚染防除業務、防除船・資材の配備、海洋環境に対する教育・訓練及び広報、海洋環境関連試験・調査・研究等</p>				
	④ 財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その根拠)	<p>毎年度の運営費交付金等による財政支出はないが、防災措置業務を実施するための基金に、327百万円が出資されている。昭和51年から平成18年までに、防災措置業務を140件実施している。</p>				
事務・事業が真に不可欠かどうかの評価	真に不可欠					

<p>事務・事業の見直し案（具体的措置）</p>	<p>引き続き独立行政法人の業務として実施する。 海上災害防止センターの主要業務である防災措置業務（海難事故等により流出した油等の防除活動）は、 ①極めて公共性が高く、かつ、確実に実施される必要があること ②原因者負担の原則に基づき、本来的には、原因者が行うべきものであることから、必ずしも国が主体となって直接実施する必要がないこと ③計画性（油等の流出は海難等に伴い突発的に発生、油等の防除措置費用は事前の算出困難）、利益追求性（頻度が低く、また、実際に保険会社等から支払われる額は油等の防除措置に要した実費のみ）に乏しく、また、原因者から費用が回収できない場合も想定されるなど、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがある という性格のものであり、正しく独立行政法人の目的に合致する業務である。 また、有事の防災措置業務で得たノウハウを平素の訓練業務、調査研究業務及び機材業務に活用している。さらに、有事の防災措置業務を適時適切かつ効果的に実施するためには、平素の十分な備えが必要不可欠であることから、ソフト面の備えとして訓練業務及び調査研究業務を、ハード面の備えとして機材業務を実施しており、即応体制の確保、防災能力の向上等を図っている。これらのことから、これら業務は防災措置業務と密接不可分であり、今後も一体的に実施する必要がある。</p> <p>なお、引き続き、以下のような業務の重点化、業務運営の効率化等を図ることとしている。 ●業務の重点化、業務運営の効率化 我が国の海上防災体制の基幹となる防災措置業務等について、災害発生時に迅速・的確に対応するため、業務量、知識・経験等に応じた適正な要員配置に努めるとともに、ITシステムの導入等により業務運営の効率化を推進する。 なお、防災措置業務のうち、九州北部及び南部の国家石油備蓄基地における油防除資機材の保守・管理に関する業務を廃止する。（これに伴い佐世保支所を廃止） ●自己収入の確保 資機材備付証明発行料、訓練受講料等について、利用者等の動向を踏まえ、適切な受益者負担となるよう、各種料金の見直しを図り、自己収入を確保して自主的な運営体制を維持する。 ●随意契約の見直し 国における見直しの取り組み等を踏まえ、真にやむを得ない場合を除き、一般競争入札の導入・範囲拡大等、不断の見直しを行う。</p>					
	<p>行政サービス実施コストに与える影響（改善に資する事項）</p> <p>経費の削減、自己収入の増加を図ることにより、引き続き行政サービス実施コスト0を維持する。</p>					
	<p>理由</p> <p>引き続き経営の安定化を図り、防災措置業務を充実させる必要がある。</p>					
<p>(2) 事務・事業の民営化の検討</p>	<p>民営化の可否</p>	否	否	否	否	
	<p>可</p>	<p>事業性の有無とその理由</p>	/			
		<p>民営化を前提とした規制の可能性・内容</p>	/			
		<p>民営化に向けた措置</p>	/			
		<p>民営化の時期</p>	/			
<p>否</p>	<p>民営化しない理由</p>	<p>・油等の防除措置は海難事故等に伴い発生するものであることから頻度が低いこと（海上災害防止センターの実績は4～5件/年）、油等の防除措置費用として原因者（保険会社等を含む。）から支払われる額は概ね当該措置に要した実費のみであることから、利潤性が低く会社経営としては成り立たない。 ・なお、民間会社が原因者からの委託により流出した油等の防除措置を実施する例も見受けられるが、当該民間会社の生業はあくまでも海洋構造物の建設・大型船舶の曳船等であり、上記の理由から油等の防除措置のみを行っているわけではない。このことから、原因者から流出した油等の防除措置を委託されたとしても、会社の規模等を踏まえ生業を優先する観点からこれを受託しないことも十分に考えられる。さらに、民間会社は、油等の防除措置に関する高度かつ専門的な知識・技能を有していないこと、特殊な資機材を保有していないこと、全国ネットの24時間・365日対応体制を保持していないことから、原因者からの委託による流出した油等の防除措置は、油の拡散を防ぐオイルフェンスの展張や油処理剤の散布等であり、海上災害防止センターが実施している業務の一部分を担う小規模なものとならざるを得ず、大規模な油等の流出事故等には対処できない。 ・仮に、海上災害防止センターを民営化した場合、油等の防除措置の業務は利潤性が低いため、実施しないことが考えられるとともに、当該業務を実施することとしても、コスト削減の観点から高度かつ専門的な知識・技能、特殊な資機材、全国ネットの24時間・365日体制を保持できなくなることが考えられ、これにより、大規模な油等の流出事故等に迅速かつ効果的に対応できないこととなる。 ・海洋汚染防止法は、原因者が流出した油等の防除措置を講じていない場合は海上保安庁長官の指示により海上災害防止センターが行政執行の代行として防除措置を行い、当該費用を原因者から回収できない場合には、海上災害防止センターが強制的にこれを徴収することができることを規定している。これらの規定は民間会社にはなじまない。</p>				

	該当する対象事業		a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、 <u>hその他</u>	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、 <u>hその他</u>	a施設の管理・運営、 <u>b研修</u> 、e.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、 <u>hその他</u>	
	(3) 官民競争入札等の積極的な適用	今後の対応	官民競争入札等の実施の可否	否	否	否	否
可			入札種別(官民競争/民間競争)				
			入札実施予定時期				
			事業開始予定時期				
			契約期間				
否		導入しない理由	<p>・油等の防除措置は海難事故等に伴い発生するものであるため、年によって件数が異なり、発生場所、形態も様々であること、また、事業計画の策定等のための事前の防除措置費用の見積もり・回収金額の算出が困難であることから、計画性がない。</p> <p>・また、上記と同様の理由から頻度が低いこと(海上災害防止センターの実績は4~5件/年)、油等の防除措置費用として原因者(保険会社等を含む。)から支払われる額は概ね当該措置に要した実費のみである(結果的に原因者から油等の防除措置費用の回収ができない場合も想定される。)ことから、利潤性が低い。</p> <p>・上記を踏まえたうえで、海上災害防止センターのような油等の防除に関する高度かつ専門的な知識・技能、特殊な資機材の保有、全国ネットの24時間・365日対応体制の構築を民間会社が実施することは現実的ではない。</p> <p>・これらのことから、民間会社が油等の防除措置業務の入札に参加し、落札することは想定できない。</p> <p>・仮に、民間会社が油等の防除措置業務を落札したとしても、能力の観点から、油等の防除措置内容が不十分であったり、大規模な油等の流出には対応できないことも想定されるとともに、利潤性の観点から、油等の防除措置を途中放棄・制限することが想定される。</p>				
(4) 他の法人への移管・一体的実施	対象となる事務・事業の内容		船舶海難等に伴う油等の排出、船舶火災等の海上災害が発生した場合、 ・海上保安庁長官の指示による排出油等防除措置の実施 ・船舶所有者等の委託による排出油等防除、消火措置の実施を行う。	油等の海上への排出や海上火災が発生した場合に必要な機械器具及び油防除資機材の開発のほか、これらを使用した防除技術の調査・研究を行う。	研修所、油防除訓練施設及び消防演習所を保有し、タンカー等の乗組員、エネルギー関連施設の安全担当者、自治体関係者(消防職員)等を対象とした各種講習及び実働訓練を行う。	オイルフェンス、油処理剤等の油防除資材、油回収装置等の機械器具及び消防船等を保有し、契約に基づき船舶所有者等に供与する。	
	移管	移管の可否	否	否	否	否	
		可	移管先				
			内容				
			理由				
	否	移管しない理由	油等の防除に関し高度かつ専門的な知識・技能及び特殊な資機材を有し、かつ、全国ネットの24時間・365日の対応体制を確立している組織は、海上災害防止センター以外には存在しないものと認識している。				
一体的実施	一体的実施の可否		否	否	否	否	
	可	一体的に実施する法人等					
		内容					
		理由					
否	一体的実施を行わない理由	油等の防除に関し高度かつ専門的な知識・技能及び特殊な資機材を有し、かつ、全国ネットの24時間・365日の対応体制を確立している組織は、海上災害防止センター以外には存在しないものと認識している。					

※海上災害防止センターは、自己収入等により自立的な運営を行っており運営費交付金要求を行っていないことから、概算要求額ではなく、予算額を記入している。

<組織関係>

(5) 特定独立 行政法人関係	非公務員化の可否	特定独立行政法人以外の独立行政法人である。
	理由	
(6) 組織面の見直し	見直し案 (廃止、民営化、体制の再編・整備等)	引き続き独立行政法人として維持する。 なお、より効率的な業務運営を行うために佐世保支所を廃止するとともに、適正な要員配置について随時見直す。
	理由	<p>海上災害防止センターの主要業務である防災措置業務は、</p> <p>①極めて公共性が高く、かつ、確実に実施される必要があること ②原因者負担の原則に基づき、本来的には、原因者が行うべきものであることから、必ずしも国が主体となって直接実施する必要がないこと ③計画性(油等の流出は海難等に伴い突発的に発生、油等の防除措置費用は事前の算出困難)、利益追求性(頻度が低く、また、実際に保険会社等から支払われる額は油等の防除措置に要した実費のみ)に乏しく、また、原因者から費用が回収できない場合も想定されるなど、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがある という性格のものであり、独立行政法人の目的に合致する。</p> <p>また、有事の防災措置業務で得たノウハウを平素の訓練業務、調査研究業務及び機材業務に活用しており、さらに、有事の防災措置業務を適時適切かつ効果的に実施するためには、平素からのソフト面及びハード面の双方から十分な備えが必要不可欠である。これらのことから、これらの業務は防災措置業務と密接不可分であり、一体的に実施する必要がある。</p> <p>なお、支所について、国家石油備蓄基地に係る防災措置業務をより効率的に実施するために防災体制を見直したことに伴い、平成16年4月に函館支所を廃止しており、さらに、平成20年4月に佐世保支所を廃止する予定である。</p> <p>また、職員の配置について、災害発生時に迅速・的確に対応するために、業務量等に応じた適正な要員配置となるよう随時見直す。</p> <p>なお、これまでの見直し状況は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年4月函館支所職員1名を防災部業務課に振替 ・平成16年4月防災訓練所職員1名減 ・平成16年4月防災部業務課職員1名増 ・平成18年4月防災部消防船課職員1名減 ・平成18年4月防災訓練所職員1名増 ・平成18年4月調査研究室職員1名を防災部業務課に振替

2. 運営の徹底した効率化

(1) 可能な限りの 効率化の徹底	①給与水準、人件費の情報公開の状況		海上災害防止センターホームページにおいて、役職員の給与規程を公表するとともに、役職員の報酬、給与等の実績について公表している。		
	役職員の給与等の対国家公務員指数（在職地域、学歴構成、在職地域・学歴構成によるラスバイレス指数）		対国家公務員（行政職（一））との比較指標 117.1		
	人件費総額の削減状況		・人件費について、平成17年度比0.65%増加（目標0.3%削減） （事業対応に伴う時間外手当等の増額分を除けば、平成17年度に対し0.52%の削減。なお、平成22年度末までに平成17年度比5.0%削減予定）		
	②一般管理費、業務費等		・一般管理費：平成18年度427,467千円（平成14年度比22.8%削減） ・事業費：平成18年度763,287千円（平成14年度比41.7%削減）		
	現状（平成19年4月1日現在）		・一般管理費は、中期目標期間の最終事業年度（平成19年度）において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で13%程度に相当する額を削減する。【平成15年10月設定】 ・事業費は、中期目標期間の最終事業年度（平成19年度）において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で5%程度に相当する額を削減する。【平成15年10月設定】		
	効率化目標の設定の内容・設定時期		・一般管理費は、中期目標期間の最終事業年度（平成19年度）において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で13%程度に相当する額を削減する。【平成15年10月設定】 ・事業費は、中期目標期間の最終事業年度（平成19年度）において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で5%程度に相当する額を削減する。【平成15年10月設定】		
③民間委託による経費節減の取組内容		・本部事務所の清掃業務【平成18年4月】 ・研修所の清掃業務【平成18年4月】 ・訓練受講生の食事（弁当）の配給【平成18年4月】 ・テキスト、各種資料等の印刷・製本【平成18年10月】			
④情報通信技術による業務運営の効率化の状況		・会計システムの導入【平成15年10月】 ・機材業務における証明書発行業務を電子化することによる合理化【平成18年4月】 ・ブログの開設【平成19年5月】 ・事故対応支援ネットワークの構築【平成19年度予定】			
(2) 独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開	情報公開の現状		独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づく情報、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第22条の規定に基づく情報及び随意契約結果についての情報をホームページで公開 なお、海上災害防止センターの情報公開に関する相談、開示請求等を総務部総務課で受け付けている。		
	見直しの方向		更なる情報公開が可能な事項について検討		
	関連法人	名称			合計
		契約額			
		うち随意契約額（％）			
		当該法人への再就職者（役員の氏名及び当該役員の独立行政法人における最終職名）			
	関連法人以外の契約締結先	名称	別紙4（平成17年度データ）に記載		合計
		契約額	同上		668,965千円
		うち随意契約額（％）	同上		85%
		当該法人への再就職者（随契約の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数）	同上		0
(3) 随意契約の見直し	別紙2「独立行政法人における随意契約の見直しについて（依頼）」（平成19年8月10日付け行政改革推進本部事務局・総務省行政管理局事務連絡）に記載				
(4) 保有資産の見直し	別紙3に記載				

3. 自主性・自律性確保

(1) 中期目標の明確化	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・受託業務収入により自己収入の確保を図る。 ・防災措置実施時に油回収装置を迅速に運用するためのシステムを構築する。 ・一定の研修等を修了した契約防災措置実施者の監督職員数を増加させる。 ・訓練参加者に対し訓練修了後にアンケート調査を実施し、その結果を踏まえた評価を行い、業務の改善に反映させる。 		
	今後の取組方針	引き続き運営費交付金を受けることなく、自己収入の確保を図り、自主的な運営を行う。		
(2) 国民による意見の活用	現状	海上災害防止センターの業務の円滑な遂行を図るため、また、専門的な事項について審議するため、海上災害防止センター本部に、各業務の関係者からなる訓練専門委員会、機材専門委員会、消防船専門委員会及び排出油等防除専門委員会を設置しており、各専門委員会において、料金の改定や業務運営体制について審議している。 また、訓練業務において、訓練参加者に対し訓練修了後にアンケート調査を実施し、その結果を踏まえた評価を行っており、業務の改善に反映させている。		
	今後の取組方針	引き続き国民による意見の一層の活用を図る。		
(3) 業務運営の体制整備	現状（内部統制に係る組織の設置状況、職員に対する研修の実施状況）	海上災害防止センターの業務の円滑な遂行を図るため、また、専門的な事項について審議するため、海上災害防止センター本部に、各業務の関係者からなる訓練専門委員会、機材専門委員会、消防船専門委員会及び排出油等防除専門委員会を設置しており、各専門委員会において、料金の改定や業務運営体制について審議している。		
	今後の取組方針	専門委員会を一層活用し、訓練受講料等料金の改定や業務実施体制の効率化等を図る。		
(4) 管理会計を活用した運営の自立化・効率化・透明化	管理会計の活用状況とその効果	海洋汚染防止法に基づき、「防災措置業務勘定」と「その他の業務勘定」に2つに区分して経理している。		
	プロジェクトごとの収支管理の実施状況	海上災害防止センター会計規程により、「その他の勘定」を「調査研究業務勘定」「訓練業務勘定」「機材業務勘定」「消防船業務勘定」の4つの勘定に区分して、自主的な運営・効率化を図っているとともに、各業務の収支等の財政状況を明確に把握し、分析・評価を行っている。		
	今後の取組方針	更なる管理会計の活用を図り、事業区分別の収支等を分析・評価し、自主的な運営、その効率化に一層役立てていく。		
(5) 自己収入の増大等による財源措置	自己収入の内容（平成18年度実績）		財源	金額
	共同研究資金		該当なし	0
	利用料		施設利用収入	10,839,500
	寄付金		件数 4件	27,868,000
	知的財産権		件数 3件 種類 特許権(2件)、実用新案権(1件)	450,786
	その他		受託・手数料収入及びその他(受取利息、雑収入、繰越金等)	1,338,853,525
	計			1,378,011,811
見直し案		引き続き受託収入等による自己収入の確保を図る。		
(6) 情報公開の取組状況	最近改善した例	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約の基準、随意契約の結果についてホームページにおいて公開 ・委託者との関係において支障のない範囲で調査研究の成果をホームページ・報告書配布・発表会を実施することにより公開 ・ブログの開設 		
	今後改善を予定している点	更なる情報公開が可能な事項について検討		
その他				

独立行政法人の整理合理化案様式

3.資産債務型

(単位:千円)

法人名	海上災害防止センター		府省名	国土交通省
資産との関連を有する事務・事業の名称	機材業務			
資産との関連を有する事務・事業の内容	オイルフェンス、油処理剤等の防除資材、油回収装置等の機械器具及び消防船等を保有し、契約に基づき船舶所有者等に供与する。			
国からの財政支出額	0	支出予算額	1,253,354	
対19年度当初予算増減額	0	対19年度当初予算増減額	287,681	
資産の具体的内容、見直しの具体的措置内容・理由等	<p>1. 実物資産 該当する資産なし。 (全国に有する①油回収装置配備基地(10カ所)及び②排出油防除資材(オイルフェンス等)備付基地(33カ所)については、土地、建物、構築物等を保有しておらず、倉庫スペースを賃借し、油回収装置等を配備しているものである。)</p> <p>2. 金融資産・積立金 金融資産・積立金の内訳 現金及び預金 298,369千円 投資有価証券 269,830千円 積立金 926,176千円</p> <p>海上災害防止センターは、国からの運営費交付金を受けることなく、勘定毎に自己収入を確保して自立的な業務運営を行っており、各業務の当座の運営を安定的にするためには、最低限の運転資金が必要である。このため、各勘定毎にある程度余裕のある現金及び預金を保有しておく必要がある。 また、海上災害防止センターでは、基本財産及び財政基盤を確立するために運営基金、訓練基金等を保有し、利息収入をもって役職員の人件費等間接経費の一部を賅っている。各基金は、ほぼ有価証券を購入することにより運用しているところである。 さらに、自己収入を確保することにより積立金が生じているところであり、今後とも自己収入の確保を図ることとする。 このように、現在の運用状況は適切なものと考えており、今後とも、適切かつ厳格な運用を図ることとしている。</p>			

金融資産の処分に係わる具体的措置(その①)

法人名	独) 海上災害防止センター	府省名	国土交通省
○ 金融資産の内訳(18年3月31日時点、B/S価額)			
A	合計	3,880 百万円	内 貸付金 : 0 百万円 内 割賦債権 : 0 百万円
B	現金及び預金	817 百万円	
C	有価証券	0 百万円	
D	受取手形	0 百万円	内 貸付金 : 0 百万円
E	売掛金	82 百万円	内 割賦債権 : 0 百万円
F	投資有価証券	3,063 百万円	
G	関係会社①	0 百万円	… 関係会社株式
H	関係会社②	0 百万円	… その他の関係会社有価証券
I	長期貸付金①	0 百万円	… J・K以外の長期貸付金
J	長期貸付金②	0 百万円	… 役員又は職員に対するもの
K	長期貸付金③	0 百万円	… 関係法人に対するもの
L	破綻債権等	0 百万円	内 貸付金 : 0 百万円 内 割賦債権 : 0 百万円
M	積立金	2,142 百万円	
N	出資金	485 百万円	

金融資産の処分に係わる具体的措置(その②)

法人名	独) 海上災害防止センター	府省名	国土交通省
<p>○ 受取手形(D)及び売掛金(E)を生じる事由(事業の概要等)及び民業補完の徹底という観点からの見直しの方向性</p> <p>売掛金は、訓練業務における年度末に実施した訓練の受講料及び機材業務における年度末に実施した消防船による警戒業務の負担金について、請求から納付までの間計上されるものである。</p>			
<p>○ 不良化している債権(L)の早期処分の方向性</p> <p>該当なし</p>			
<p>○ 既存貸付金・割賦債権等の売却・証券化に向けた検討の方向性</p> <p>該当なし</p>			
<p>○ 政策目標に比して過大と考えられる金融資産及び見直しの方向性</p> <p>通常の業務活動により発生する売掛金については適正と考えており、引き続き金融資産が過大とならないよう留意する。</p>			

独立行政法人の整理合理化案様式

3.資産債務型

(単位:千円)

法人名	海上災害防止センター	府省名	国土交通省
資産との関連を有する事務・事業の名称	訓練業務		
資産との関連を有する事務・事業の内容	研修所、油防除訓練施設及び消防演習場を保有し、タンカー等の乗組員、エネルギー関連施設の安全担当者、自治体関係者(消防職員)等を対象とした各種講習及び実働訓練を行う。		
国からの財政支出額	0	支出予算額	362,481
対19年度当初予算増減額	0	対19年度当初予算増減額	49,382
資産の具体的内容、見直しの具体的措置内容・理由等	<p>1. 実物資産 別紙3に記載</p> <p>2. 金融資産・積立金 金融資産・積立金の内訳 現金及び預金 218,950千円 投資有価証券 964,615千円 積立金 820,752千円</p> <p>海上災害防止センターは、国からの運営費交付金を受けることなく、勘定毎に自己収入を確保して自立的な業務運営を行っており、各業務の当座の運営を安定的にするためには、最低限の運転資金が必要である。このため、各勘定毎にある程度余裕のある現金及び預金を保有しておく必要がある。</p> <p>また、海上災害防止センターでは、基本財産及び財政基盤を確立するために運営基金、訓練基金等を保有し、利息収入をもって役職員の人件費等間接経費の一部を賅っている。各基金は、ほぼ有価証券を購入することにより運用しているところである。</p> <p>さらに、自己収入を確保することにより積立金が生じているところであり、今後とも自己収入の確保を図ることとする。</p> <p>このように、現在の運用状況は適切なものと考えており、今後とも、適切かつ厳格な運用を図ることとしている。</p>		

実物資産の処分に係る具体的な措置(その①)

府省名：国土交通省		独立行政法人名：独)海上災害防止センター					
No.	施設名等	区分	所在地	合同形態	敷地	敷地面積 (㎡)	建面積 (㎡)
	研修所	3	神奈川県横須賀市新港町13	1	3		472
	プロパン庫	3	神奈川県横須賀市新港町13	1	3		5
	研修棟	3	神奈川県横須賀市新港町13	1	3		269
	油防除訓練施設	3	神奈川県横須賀市新港町13	1	3		—
2	消防演習場	3	千葉県富津市富津字洲端2433	1	2	3,563	561
	消防演習施設研修棟	3	千葉県富津市富津字洲端2433	1	2		140
	消防演習施設淡水化プラント室棟	3	千葉県富津市富津字洲端2433	1	2		90
	消防演習施設	3	千葉県富津市富津字洲端2433	1	2		331

実物資産の処分に係わる具体的措置(その②)

No.	延面積 (㎡)	建築年次	建築年次	経年	経年	耐用年数	階層	法 規 制			利用率
		(新)	(古)	(新)	(古)			用途地域	建ぺい率	容積率	
1	2,249	平成4年3月		15		60	5	準工業地域	60	200	0.49
	1,660	平成4年3月		15		60	5	準工業地域	60	200	
	5	平成4年3月		15		45	1	準工業地域	60	200	
	584	平成8年3月		11		60	2	準工業地域	60	200	
	—	平成8年3月		11		60	—	準工業地域	60	200	
2	803	平成10年3月		9		60	2	指定なし	60	200	0.11
	280	平成10年3月		9		60	2	指定なし	60	200	
	90	平成10年3月		9		50	1	指定なし	60	200	
	433	平成10年3月		9		25	2	指定なし	60	200	

実物資産の処分に係わる具体的措置(その③)

No.	合 築 等	B / S 価 格 (百万円)				正面路線 価(千円)	用途	保有目的	隣 接 庁 舎 名	耐震
		計	土地	建物	その他					
1	なし	779	—	549	230	93	1/4/5	1 (訓練業務)		
	なし	390	—	390	—	93	1/4/5	1 (訓練業務)		
	なし	2	—	2	—	93	4	1 (訓練業務)		
	なし	157	—	157	—	93	4	1 (訓練業務)		
	なし	206	—	—	206	93	4	1 (訓練業務)		
2	なし	264	—	88	176	なし	4	1 (訓練業務)		
	なし	132	—	68	64	なし	4	1 (訓練業務)		
	なし	20	—	20	—	なし	4	1 (訓練業務)		
	なし	112	—	—	112	なし	4	1 (訓練業務)		

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 海上災害防止センター			府省名	国土交通省
No.	1	施設名	研修所	用途	1/4/5(事務所、訓練、宿泊施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
売却等処分の予定なし					
○ 売却する場合、売却予定時期					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>油等の防除訓練において、研修所施設がなければ、油回収装置等防除資機材取扱い実習、海岸清掃実習、机上演習等の実技研修を実施することができない。同様の訓練を実施している施設は他にはなく、本訓練を実施するには、自らの保有が必要不可欠である。</p> <p>なお、提示の観点1から4について検討した結果は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観点1について、海上災害防止センターにおいて実施する防災研修は、その多くが研修所における訓練と消防演習場における演習とを併せて実施することにより行われているものである。 ・平成19年度における研修所の予定稼働率(※)については、月により変動はあるものの、平均して月間約75.8%であり、施設利用度は高い。 <p>※予定稼働率＝(月間研修実施日数)÷(土日祝日、年末年始及び施設点検日を除いた日数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観点2について、研修所は、事務所、教室等の他、海岸清掃実習のための人口海岸等、油等の防除訓練の実施のために特化して作られた施設であり、海上防災訓練以外の目的に有効利用される可能性は極めて低い。 ・観点3について、国又は他の独法においては類似の施設を保有しておらず、したがって、他の法人等が保有する資産との効果的な一体的処分の可能性はきわめて低い。 ・観点4について、研修所は、事務所、教室等の他、海岸清掃実習のための人工海岸等、油等の防除訓練の実施のために特化して作られた施設であり、他の用途に利用される可能性は極めて低く、したがって仮に売却したとしても、高い売却益は期待できず、代替施設についても他に適当な施設は存在しないことから、売却・代替資産の利用について経済的合理性はない。 					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 海上災害防止センター		府省名	国土交通省	
No.	2	施設名	消防演習場	用途	4(消防演習施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
売却等処分の予定なし					
○ 売却する場合、売却予定時期					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>消防訓練において、消防演習場施設がなければ、船室、機関室、タンク破口、亀裂甲板、タンク噴出、油貯蔵タンク・ペーパー回収装置、液化ガス貯蔵タンク、船舶・タンクローリーローディングアーム等の火災に対応する消火訓練及び船舶内での乗客の避難・誘導、行方不明者の捜索救助を的確かつ安全に救助するための捜索救助訓練を実施することができない。同様の訓練を実施している施設は他にはなく、本訓練を実施するには、自らの保有が必要不可欠である。</p> <p>なお、提示の観点1から4について検討した結果は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観点1について、平成19年度の消防演習場の予定稼働率については、月により変動はあるものの、平均して月間約75.8%であり、施設利用度は高い。 ・観点2について、消防演習場は船室、機関室、タンク破口等消火訓練等のために特化して作られた施設であること、公共交通手段の全く途絶した海上にあることから、消防演習以外の目的に有効利用される可能性は極めて低い。 ・観点3について、国又は他の独法においては類似の施設を保有しておらず、したがって、他の法人等が保有する資産との効果的な一体的処分の可能性はきわめて低い。 ・観点4について、消防演習場は船室、機関室、タンク破口等消火訓練等のために特化して作られた施設であること、公共交通手段の全く途絶した海上にあることから、消防演習以外の目的に有効利用される可能性は極めて低く、したがって仮に売却したとしても、高い売却益は期待できず、代替施設についても他に適当な施設は存在しないことから、売却・代替資産の利用について経済的合理性はない。 					

金融資産の処分に係わる具体的措置(その①)

法人名	独) 海上災害防止センター	府省名	国土交通省
○ 金融資産の内訳(18年3月31日時点、B/S価額)			
A	合計	3,880 百万円	内 貸付金 : 0 百万円 内 割賦債権 : 0 百万円
B	現金及び預金	817 百万円	
C	有価証券	0 百万円	
D	受取手形	0 百万円	内 貸付金 : 0 百万円
E	売掛金	82 百万円	内 割賦債権 : 0 百万円
F	投資有価証券	3,063 百万円	
G	関係会社①	0 百万円	… 関係会社株式
H	関係会社②	0 百万円	… その他の関係会社有価証券
I	長期貸付金①	0 百万円	… J・K以外の長期貸付金
J	長期貸付金②	0 百万円	… 役員又は職員に対するもの
K	長期貸付金③	0 百万円	… 関係法人に対するもの
L	破綻債権等	0 百万円	内 貸付金 : 0 百万円 内 割賦債権 : 0 百万円
M	積立金	2,142 百万円	
N	出資金	485 百万円	

金融資産の処分に係わる具体的措置(その②)

法人名	独) 海上災害防止センター	府省名	国土交通省
<p>○ 受取手形(D)及び売掛金(E)を生じる事由(事業の概要等)及び民業補完の徹底という観点からの見直しの方向性</p> <p>売掛金は、訓練業務における年度末に実施した訓練の受講料及び機材業務における年度末に実施した消防船による警戒業務の負担金について、請求から納付までの間計上されるものである。</p>			
<p>○ 不良化している債権(L)の早期処分の方向性</p> <p>該当なし</p>			
<p>○ 既存貸付金・割賦債権等の売却・証券化に向けた検討の方向性</p> <p>該当なし</p>			
<p>○ 政策目標に比して過大と考えられる金融資産及び見直しの方向性</p> <p>通常の業務活動により発生する売掛金については適正と考えており、引き続き金融資産が過大とならないよう留意する。</p>			

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

法人名	海上災害防止センター		府省名	国土交通省
(その他型)				
事業類型	<input type="checkbox"/> 医療・福祉・検査・審査		<input type="checkbox"/> 製造・生産	<input checked="" type="checkbox"/> 共済・保険・労務提供等
事務・事業の名称	防災措置業務			
事務・事業の内容	船舶海難等に伴う油等の排出、船舶火災等の海上災害が発生した場合、 ・海上保安庁長官の指示による排出油等防除措置の実施 ・船舶所有者等の委託による排出油等防除、消火措置の実施を行う。			
国からの財政支出額	0	支出予算額	718,889	
対19年度当初予算増減額	0	対19年度当初予算増減額	264,999	
官民競争入札等 (①)	検討	官民競争入札等の導入は不適切		
	理由	・油等の防除措置は海難事故等に伴い発生するものであるため、年によって件数が異なり、発生場所、形態も様々であること、また、事業計画の策定等のための事前の防除措置費用の見積り・回収金額の算出が困難であることから、計画性がない。 ・また、上記と同様の理由から頻度が低いこと(海上災害防止センターの実績は4~5件/年)、油等の防除措置費用として原因者(保険会社等を含む。)から支払われる額は概ね当該措置に要した実費のみである(結果的に原因者から油等の防除措置費用の回収ができない場合も想定される。)ことから、利潤性が低い。 ・上記を踏まえたうえで、海上災害防止センターのような油等の防除に関する高度かつ専門的な知識・技能、特殊な資機材の保有、全国ネットの24時間・365日対応体制の構築を民間会社が実施することは現実的ではない。 ・これらのことから、民間会社が油等の防除措置業務の入札に参加し、落札することは想定できない。 ・仮に、民間会社が油等の防除措置業務を落札したとしても、能力の観点から、油等の防除措置内容が不十分であったり、大規模な油等の流出には対応できないことも想定されるとともに、利潤性の観点から、油等の防除措置を途中放棄・制限することが想定される。		
受益者特定 (②)	受益者特定及び対価収受の可否	防除措置の受益者は、地域住民、防除措置義務のある原因者であり、一概に特定するのは難しい。また、原因者が不明の場合、天災地変等に起因する大規模災害の場合には、その費用の回収ができないケースもある。		
	受益者負担金(算定方法、総計)	平成18年度、防除措置実施にあたり原因者(保険会社等を含む。)から支払われた負担金は55,929千円である。 (内訳、作業に要した実費51,864千円 + 現地派遣職員等人件費2,024千円 + 管理費2,041千円)		
	運営コスト(内訳、総計)	平成18年度、防除措置実施にあたり要した運営コストは、55,929千円である。 (内訳、作業に要した実費51,864千円 + 現地派遣職員等人件費2,024千円 + 管理費2,041千円)		
	受益者負担金-運営コスト	0		
	見直し案	特になし		
他の法人との一体的実施 (③)	一体的に実施する法人等	該当法人等なし		
	内容	他の法人との一体的実施困難		
	理由	油等の防除に関し高度かつ専門的な知識・技能及び特殊な資機材を有し、かつ、全国ネットの防災体制を確立し、24時間・365日の対応体制を確立している組織は、海上災害防止センター以外には存在しないものと認識している。		
法人内での一体的実施 (③)	同様の事務事業を実施している施設	本部、佐世保支所、鹿児島支所		
	一体的実施の可否	既に一体的に実施している。		
	内容	横浜の本部において、全国で発生する船舶海難等に伴う油等の排出及び船舶火災等に対する防除措置業務を実施するとともに、国家石油備蓄基地における緊急時計画の立案等を行っている。また、佐世保支所及び鹿児島支所では、国家石油備蓄基地における防除措置業務を実施するとともに、九州北部及び南部において発生する船舶海難等に対する防除措置業務も実施するなど本部及び各支所の業務は一体的に実施している。		
	理由	横浜の本部、佐世保支所及び鹿児島支所の他に同様の事務事業を実施している施設はない。		

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位: 千円)

法人名	海上災害防止センター		府省名	国土交通省	
(その他型)					
事業類型	<input type="checkbox"/> 医療・福祉・検査・審査		<input type="checkbox"/> 製造・生産		<input checked="" type="checkbox"/> 共済・保険・労務提供等
事務・事業の名称	調査研究業務				
事務・事業の内容	油等の海上への排出や海上火災が発生した場合の措置に必要な機械器具及び油防除資機材の開発のほか、これらを使用した防除技術の調査・研究を行う。				
国からの財政支出額	0		支出予算額	271,218	
対19年度当初予算増減額	0		対19年度当初予算増減額	115,212	
官民競争入札等 (①)	検討	官民競争入札等の導入は不適切			
	理由	<p>・油等の防除措置は海難事故等に伴い発生するものであるため、年によって件数が異なり、発生場所、形態も様々であること、また、事業計画の策定等のための事前の防除措置費用の見積もり・回収金額の算出が困難であることから、計画性がない。</p> <p>・また、上記と同様の理由から頻度が低いこと(海上災害防止センターの実績は4~5件/年)、油等の防除措置費用として原因者(保険会社等を含む。)から支払われる額は概ね当該措置に要した実費のみである(結果的に原因者から油等の防除措置費用の回収ができない場合も想定される。)ことから、利潤性が低い。</p> <p>・上記を踏まえたうえで、海上災害防止センターのような油等の防除に関する高度かつ専門的な知識・技能、特殊な資機材の保有、全国ネットの24時間・365日対応体制の構築を民間会社が実施することは現実的ではない。</p> <p>・これらのことから、民間会社が油等の防除措置業務の入札に参加し、落札することは想定できない。</p> <p>・仮に、民間会社が油等の防除措置業務を落札したとしても、能力の観点から、油等の防除措置内容が不十分であったり、大規模な油等の流出には対応できないことも想定されるとともに、利潤性の観点から、油等の防除措置を途中放棄・制限することが想定される。</p>			
受益者特定 (②)	受益者特定及び対価收受の可否	調査研究事業の成果は、エネルギー関連業者、海運関係者を始め、国民一般にも及ぶこととなり、一概に受益者を特定するのは、難しい。			
	受益者負担金 (算定方法、総計)	平成18年度、受託による調査研究に関する受託料は、60,940千円である。			
	運営コスト (内訳、総計)	平成18年度、受託による調査研究に関する運営コストは、60,940千円である。 (内訳、事業に要した実費20,810千円 + 人件費18,201千円 + 管理費21,929千円)			
	受益者負担金－運営コスト	0			
	見直し案	特になし			
他の法人との一体的実施 (③)	一体的に実施する法人等	該当法人等なし			
	内容	他の法人との一体的実施困難			
	理由	油等の防除に関し高度かつ専門的な知識・技能及び特殊な資機材を有し、かつ、全国ネットの防災体制を確立し、24時間・365日の対応体制を確立している組織は、海上災害防止センター以外には存在しないものと認識している。			
法人内での一体的実施 (③)	同様の事務事業を実施している施設	なし			
	一体的実施の可否	既に一体的に実施している。			
	内容	横浜の本部において実施している。			
	理由	他に同様の事務事業を実施している施設はない。			

(2)独立行政法人の資金の流れ等に関する情報
 <関連法人以外の契約相手先>

(別紙 4)

法人名	契約額 (千円)	うち随契割合 (%)	随契・国交省所管公益 法人の場合 (人)
(株) CRCソリューションズ	18,217	100%	—
(株) ダイターコーポレーション	4,893	100%	—
(資) 吉本組	1,234	100%	—
アポロ石油 (株)	8,716	0%	—
伊勢湾防災 (株)	27,780	100%	—
今治商運 (株)	1,310	100%	—
伊予商運 (株)	2,270	100%	—
内海曳船 (株)	1,134	100%	—
大分県産業科学技術センター	4,500	100%	—
大分臨海興業 (株)	1,134	100%	—
沖縄マリンサービス (株)	1,004	100%	—
海上防災事業者協会	3,638	100%	—
海洋産業 (株)	1,325	100%	—
鹿児島港湾事務所	873	100%	—
鹿児島ドック鉄工 (株)	10,251	100%	—
(株) アルファ	7,867	0%	—
(株) 池畑組	1,386	100%	—
(株) エクセノヤマミズ	3,612	0%	—
(株) 神奈川アポロイル	8,911	0%	—
(株) 坂本組	1,050	100%	—
(株) シーゲートコーポレーション	5,720	100%	—
(株) ネオス	11,020	0%	—
(株) ビーズ	5,661	100%	—
(株) むらせフード・サービスセンター	2,825	100%	—
上五島石油備蓄会社	2,067	100%	—
関西港湾サービス (株)	1,134	100%	—
監査法人トーマツ	3,571	100%	—
紀伊水道防災設備 (株)	4,258	100%	—
キソー化学工業 (株)	2,341	100%	—

近畿環境興産（株）	7,029	100%	—
個人A	4,513	100%	—
佐世保重工業（株）	12,857	100%	—
山九（株）	5,065	100%	—
信幸建設（株）	9,450	0%	—
新日本石油マリンサービス（株）	4,640	100%	—
西部マリン・サービス（株）	41,283	100%	—
石油連盟	2,120	0%	—
タイホー工業（株）	12,505	21%	—
鶴崎海陸運輸（株）	6,741	100%	—
東京海上日動火災保険（株）	3,200	100%	—
東京汽船（株）	8,843	100%	—
東京サルベージ（株）	37,177	100%	—
苫小牧海運（株）	1,254	100%	—
西日本空輸（株）	2,100	100%	—
日本海事興業（株）	2,373	100%	—
日本サルベージ（株）	1,801	100%	—
日本油化工業（株）	3,455	0%	—
早駒運輸（株）	4,624	100%	—
菱清サービス（株）	1,348	100%	—
深田サルベージ建設（株）	11,025	100%	—
富士ゼロックス（株）	3,001	100%	—
ぶんご有機肥料（株）	3,150	100%	—
防災特殊曳船（株）	242,284	100%	—
北陸海事（株）	30,985	100%	—
松本興産（株）	3,843	0%	—
みずほ情報総研（株）	3,663	100%	—
宮田工業（株）	2,625	100%	—
山九（株） 泉北支店	5,985	100%	—
山九（株） 岩国支店	2,205	100%	—
山九（株） 岡山支店	4,485	100%	—

山九（株）鹿島支店	1,445	100%	—
山九（株）周南支店	5,304	100%	—
個人B	1,438	100%	—
（有）若葉興産	6,925	100%	—
横須賀市	5,640	100%	—
横浜マリン石油（株）	10,788	100%	—
北海道航空（株）	2,094	100%	—